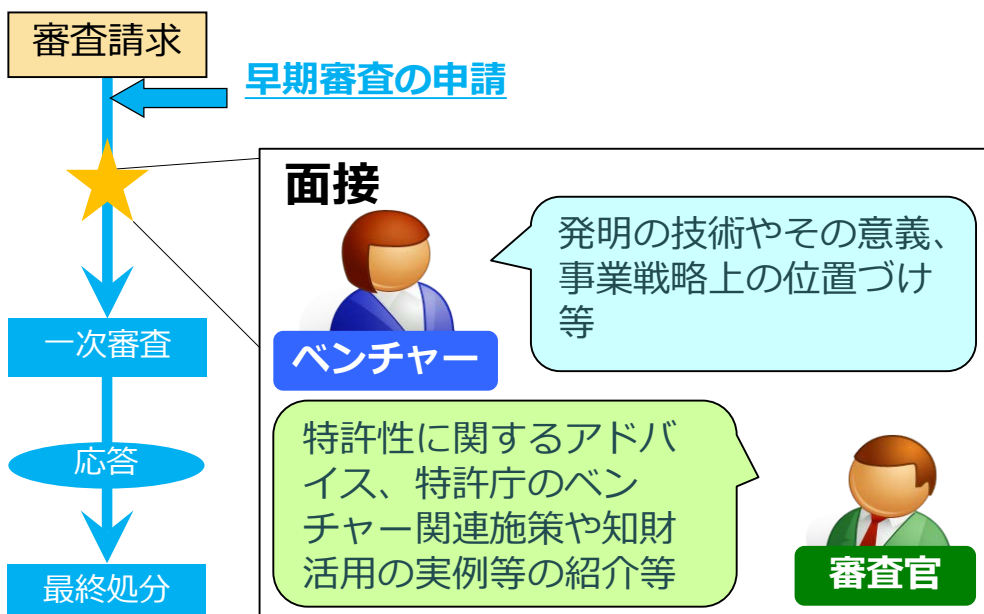


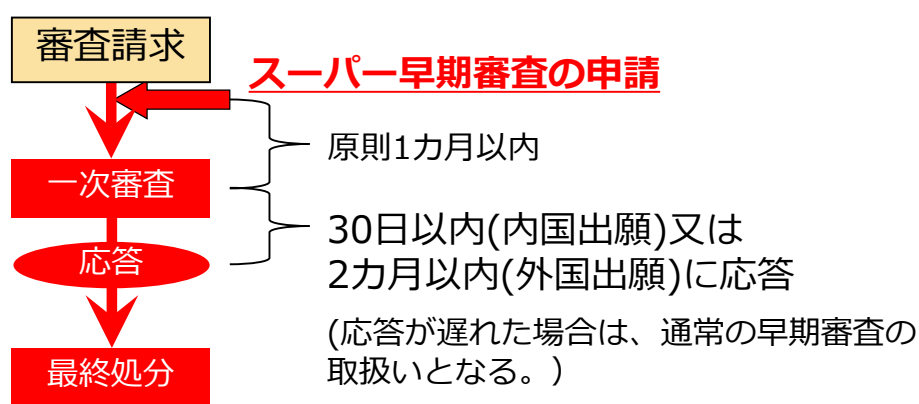
(1) 概要

- ベンチャー企業の早期権利化を支援するために、以下の運用を平成30年7月9日より開始します。
 - ✓ **面接活用早期審査**では、一次審査結果通知前に行う面接を通じて戦略的な特許権の取得につなげます。また、早期審査のスピードで対応します。
 - ✓ **スーパー早期審査**では、何よりも早く特許権を取得したいというニーズに応えます。

ベンチャー企業対応 面接活用早期審査



ベンチャー企業対応 スーパー早期審査



平成29年度の実績 (平均)

早期審査

一次審査まで約2.3ヶ月
最終処分まで約5.3ヶ月

スーパー早期審査

一次審査まで約0.7ヶ月
最終処分まで約2.5ヶ月

(2) 対象

■ 「ベンチャー企業による出願」であって、「実施関連出願」であるものが対象です。

ベンチャー企業による出願

新たな技術開発を行い、市場を開拓する段階にあるベンチャー企業による出願（具体的には以下の要件に該当するもの）のことをいいます。

出願人の全部又は一部が、以下のいずれかに該当する出願です。

- ① その事業を開始した日以後10年を経過していない個人事業主
- ② 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては5人）以下設立後10年を経過しておらず、かつ、他の法人に支配されていない法人（※）
- ③ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下で設立後10年を経過しておらず、かつ、他の法人に支配されていない法人（※）

（※）以下、いずれかに該当していることを指します。

- ・ 申請人以外の単独の法人が株式総数又は出資総額の1 / 2以上の株式又は出資金を有していないこと
- ・ 申請人以外の複数の法人が共同で株式総数又は出資総額の2 / 3以上の株式又は出資金を有していないこと

「実施関連出願」

出願人自身又は出願人からその出願に係る発明について実施許諾を受けた者が、その発明を実施している特許出願のことをいいます。

(3) 申請

手数料は無料！

- 「早期審査に関する事情説明書」の提出が必要です。
- 事情説明書には、「早期審査を申請する事情」、「先行技術文献の開示及び対比説明」などを記載する必要があります。

詳細な情報

具体的な手続き等の詳細につきましては、以下をご参照ください。

- 特許出願の早期審査・早期審理ガイドライン
http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/pdf/v3souki/guideline.pdf
- スーパー早期審査の手続について
https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/pdf/supersoukisinsa/supersoukisinsa.pdf

問い合わせ先

- 施策に関すること
調整課企画調査班 電話：03-3581-1101 内線3107
FAX：03-3580-8122
<https://mm-enquete-cnt.jpo.go.jp/form/pub/jpo/pa9999?q1=pa2160>
- 手続きに関すること
調整課審査業務管理班 電話：03-3581-1101 内線3106
FAX：03-3580-8122
<https://mm-enquete-cnt.jpo.go.jp/form/pub/jpo/pa9999?q1=pa2210>